［注１～４　略］

5　１⑴の欄から⑽の欄までは、通信設備の場合には送信装置、通信設備以外の設備の場合には高周波発生装置について記載すること。申請者に係る設備が２以上の装置を有する場合には、１の欄の（装置の別）の欄に「第１、第２」（移動する装置を有しない設備の場合に限る。）又は「固定第１、固定第２、移動第１、……」（移動する装置を有する通信設備の場合に限る。）のように記載し、１⑴の欄から⑽の欄までに各装置に対応する該当事項を記載すること。この場合において、各欄の記載事項が同一のものについては、装置の別との対応が明らかな限度において、次のように一括して記載することができる。

［表略］

6　１⑴の欄は、「255kHz」のように占有周波数帯幅又は周波数変動幅の中央における周波数を記載すること。

7　１⑵の欄は、「水晶発振」、「自励発振」、「火花発振」、「マグネトロン発振」のように記載すること。

8　１⑶の欄は、通信設備の場合には占有周波数帯幅を「６kHz」のように、通信設備以外の設備の場合には周波数変動幅（負荷をかけたときの最高周波数と最低周波数との差とする。）を使用周波数を基準として「（±）100kHz」のように記載すること。

9　１⑷の欄は、最大出力を「１kW」のように記載すること。

10　１⑸の欄は、「誘電結合」、「誘導結合」のように記載すること。

11　１⑹の欄は、高周波発生装置の筐（きょう）体内に収められている電源ろ波器の有無を記載すること。この場合において、２以上の装置を有する場合には、次のように記載すること。

［表略］

12　１⑺の欄は、装置ごとに遮蔽が施されているものについて、その遮蔽されている部分を「全部」、「電源部」、「出力回路」のように記載すること。

13　１⑾の欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

14　１⑿の欄は、送信装置又は高周波発生装置の筐体外に設けられる電源ろ波器の有無を記載すること。この場合において、２以上の装置に共用される場合は、その旨を記載すること。

（記載例）　第１～第３　有（共用）
　　第４、第５　有（個別）
　　第６　無

15　１⒀の欄は、次によること。

［⑴・⑵　略］

16　１⒁の欄は、⑴の欄から⒀の欄までの記載事項以外の工事設計について、「電波法第100条第５項において準用する同法第28条、第30条及び第38条に規定する条件に合致している。」旨を記載すること。

17　１⒂の欄の添付図面は、次の表に掲げるところにより提出するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

［表略］

［注１～４　同左］

5　１の⑴の欄から⑽の欄までは、通信設備の場合には送信装置、通信設備以外の設備の場合には高周波発生装置について記載すること。申請者に係る設備が２以上の装置を有する場合には、１の欄の（装置の別）の欄に「第１、第２」（移動する装置を有しない設備の場合に限る。）又は「固定第１、固定第２、移動第１、……」（移動する装置を有する通信設備の場合に限る。）のように記載し、１の⑴の欄から⑽の欄までに各装置に対応する該当事項を記載すること。この場合において、各欄の記載事項が同一のものについては、装置の別との対応が明らかな限度において、次のように一括して記載することができる。

［表同左］

6　１の⑴の欄は、「255kHz」のように占有周波数帯幅又は周波数変動幅の中央における周波数を記載すること。

7　１の⑵の欄は、「水晶発振」、「自励発振」、「火花発振」、「マグネトロン発振」のように記載すること。

8　１の⑶の欄は、通信設備の場合には占有周波数帯幅を「６kHz」のように、通信設備以外の設備の場合には周波数変動幅（負荷をかけたときの最高周波数と最低周波数との差とする。）を使用周波数を基準として「（±）100kHz」のように記載すること。

9　１の⑷の欄は、最大出力を「１kW」のように記載すること。

10　１の⑸の欄は、「誘電結合」、「誘導結合」のように記載すること。

11　１の⑹の欄は、高周波発生装置の筐（きょう）体内に収められている電源ろ波器の有無を記載すること。この場合において、２以上の装置を有する場合には、次のように記載すること。

［表同左］

12　１の⑺の欄は、装置ごとに遮蔽が施されているものについて、その遮蔽されている部分を「全部」、「電源部」、「出力回路」のように記載すること。

13　１の⑾の欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

14　１の⑿の欄は、送信装置又は高周波発生装置の筐体外に設けられる電源ろ波器の有無を記載すること。この場合において、２以上の装置に共用される場合は、その旨を記載すること。

（記載例）　第１～第３　有（共用）
　　第４、第５　有（個別）
　　第６　無

15　１の⒀の欄の記載は、次によること。

［⑴・⑵　同左］

16　１の⒁の欄は、⑴の欄から⒀の欄までの記載事項以外の工事設計について、「電波法第100条第５項において準用する同法第28条、第30条及び第38条に規定する条件に合致している。」旨を記載すること。

17　１の⒂の欄の添付図面は、次の表に掲げるところにより提出するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

［表同左］